

グアムの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

1 グアムの概要

グアム（英語では「Territory of Guam」）は、アメリカ合衆国（以下「米国」又は「合衆国」という）の海外領土の一つであり²、「準州」と位置付けられている。グアムは、マリアナ諸島の南端に位置する島であり、北には北マリアナ諸島、東にはマーシャル諸島、南にはミクロネシア連邦があり、西にはフィリピン海が広がっている。グアムの面積は、約 549 平方キロメートルであり、日本の淡路島より少し小さい程度の大きさである。海洋性熱帯気候に属し、6 月から 12 月の雨季はスコールが多い。グアムの人口は、約 173,000 人である³。民族構成としては、チャモロ人が約 50%、フィリピン人が約 25%となっている。宗教はキリスト教（とくにカトリック）が圧倒的に多い。通貨は米ドルである。グアムでは、公用語である英語とチャモロ語の 2 つが、主に使用されている。政庁はハガニアに置かれている⁴。

現在のグアムを含むマリアナ諸島（即ち、現在のグアムと北マリアナ諸島）のある地域には、紀元前 16 世紀頃からチャモロ人が定住していた。1521 年にポルトガルの探検家マゼランによって「発見」された後、ヨーロッパ人が訪れるようになった。1565 年以降、300 年以上にわたりスペインがマリアナ諸島を支配したが、その期間のマリアナ諸島は、チャモロ人の反乱とスペインとの戦争、ヨーロッパから持ち込まれた伝染病による人口減少、キリスト教の強引な押し付け、スペインによるチャモロ人のグアムへの強制移住、スペインによるカロリン人のサイパンへの強制移住等、苦難に満ちたものであった。1898 年の米西戦争の結果、グアムは、フィリピン及びプエルトリコとともに、米国に割譲された。

太平洋戦争が勃発した 1941 年 12 月 8 日、日本軍は、ハワイの真珠湾攻撃に続き、グアムへの爆撃を開始し、2 日後には米軍を放逐し、グアムの占領を開始した。「大宮島」と改名されたグアムは、約 2 年半にわたり、日本軍に支配された⁵。しかし、1944 年 7 月に米

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 米国の海外領土は、グアムの他に、北マリアナ諸島、プエルトリコ、米領ヴァージン諸島、米領サモアがある。

³ <https://www.worldometers.info/world-population/guam-population/>

⁴ 本稿におけるグアムの概要及び歴史については、『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2021 年）261 頁等を参照した。

⁵ 1972 年、残留日本兵であった横井庄一氏が、グアム島のジャングルに潜伏していたところを現地住民に発見され、その後、日本への帰還を果たした。横井氏は、28 年間の潜伏期

軍がグアムを奪還した後、終戦まで、グアムは、米軍による日本爆撃の拠点として使用された。

第二次世界大戦後の1950年、グアムは、米国議会が制定した「グアム基本法」(Organic Act of Guam)⁶に基づき、米国の自治的未編入領域となった。1968年以降は、公選の知事が一院制の議会とともに内政にあたり、また、1972年以降は、米国連邦議会の下院に、投票権を有しない代表1名を送っている⁷。

1978年に北マリアナ諸島が米国とコモンウェルス盟約⁸を締結し、米国の自治連邦区となったこと等から、グアムでも、より自治のレベルの高いコモンウェルスとなることを目指す動きが生じた。この動きは、米国連邦政府・議会の反対により実現しなかったが、その後、グアムでは、北マリアナ諸島との連合を目指す動き等が見られる。

グアムの財政は、主に観光業と米軍に関連する収入により成り立っている。グアムは、日本から約3時間半で行けることから、1960年代から日本人観光客の人気リゾート地として発展を遂げてきたが、2000年代以降は韓国人と中国人の観光客が増加している。また、グアムには島全体の面積の約3分の1を米軍基地が占めており、グアムのGDPの約4割は米国の国防費によるといわれている。さらに、グアム市民のうち約5万人が米国本土に出稼ぎに入っており、彼らの仕送り送金も大きな収入源となっている⁹。

2 グアムの法制度

グアムの法制度は、①「米国の連邦法及び判例法」(連邦法)、並びに②「グアムの制定法及び判例法」(グアム法)により構成される。

連邦法としては、合衆国憲法、合衆国議会の制定法、合衆国大統領の命令、合衆国連邦裁判所の判例法等があるが、現在、ほとんどの連邦法は、グアムに適用される¹⁰。合衆国議会は、1950年に、「グアム基本法」(Organic Act of Guam)を制定した。この法律は、その後の改正を経て、今日のグアムの統治機構等の基本的枠組みを形作っている。また、「合衆国法典」(United States Code, U.S.C.)¹¹の「Title 48 Territories and Insular Possessions」

間中、日本の敗戦を知らずに、自給自足の生活を送っていた。日本に帰国した際の記者会見で、横井氏は、「恥ずかしながら生きて帰ってまいりました。」と述べた。報道を見た当時の日本国民の多くが、太平洋戦争の記憶を蘇らせた。

⁶ https://www.opaguam.org/sites/default/files/organic_act.pdf

⁷ チャモロ人として同じ言葉と文化を共有する北マリアナ諸島とグアムの統合について、北マリアナ諸島における4回の住民投票では統合賛成が過半数に達していたが、1969年のグアムにおける住民投票では統合が否決された。その背景には、太平洋戦争時に、北マリアナ諸島が日本軍によるグアムの占領統治に加担したことに対する「しこり」があったといわれている。

https://www.jaipas.or.jp/123/123_8_topics.htm

⁸ <https://www.refworld.org/docid/3ae6b54e4.html>

⁹ 前掲『エピソードで読む 世界の国243』(山川出版社、2021年)261頁。

¹⁰ 但し、グアムは、合衆国憲法の州際通商条項による規制の対象とはならない。

¹¹ 「合衆国法典」は、連邦の制定法を集大成して系統的に配列したものであり、法律その

は、米国の海外領土について規定しているが、その中に、「第 8A 章 グアム」として、関連規定が置かれている¹²。「第 8A 章 グアム」の体系は、「第 1 節 一般規定」、「第 2 節 行政府」、「第 3 節 立法府」、「第 4 節 司法」、「第 5 節 公共住宅および都市再生」、「第 6 節 グアム開発基金」となっている。これらの規定の多くは、グアム基本法と共通する。

グアム法としては、グアム議会の制定法、グアム政府の行政規則（Guam Administrative Rules and Regulations, GARR）等、グアム裁判所の判例法等がある。グアム法は、米国法（とくに連邦法及びカリフォルニア州法）の影響を強く受けている。グアム議会により制定された法律は、「グアム法典」（Guam Code）¹³として法典化されている。「グアム法典」の体系は、「第 1 編 一般規定」、「第 2 編 立法府」、「第 3 編 選挙」、「第 4 編 公務員」、「第 5 編 政府の運営」、「第 6 編 グアム証拠規則」、「第 7 編 民事手続及び司法」、「第 8 編 刑事手続」、「第 9 編 犯罪及び矯正」、「第 10 編 健康及び安全」、「第 11 編 財政及び課税」、「第 12 編 自治機関」、「第 13 編 統一商事法典」、「第 14 編 統一消費者信用法典」、「第 15 編 遺産及び遺言検認」、「第 16 編 車両」、「第 17 編 教育」、「第 18 編 事業の構造及び機能」、「第 19 編 個人の関係」、「第 20 編 救済」、「第 21 編 不動産」、「第 22 編 事業の規制」となっている。

本稿では、主にグアム基本法及びグアム法について解説する。

II グアム基本法

グアムには「憲法」（Constitution）は存しない¹⁴。グアムの実質的意味の憲法に相当するのは、「グアム基本法」である。グアム基本法は、1950 年に米国連邦議会で採択され、1950 年 8 月 1 日に施行された。全 35 条からなるグアム基本法は、グアムを米国の自治的未編入領域とすること、行政、立法、司法の各機関を設置すること、グアムの住民に米国市民権を与えること等を規定している。

1 統治機構

（1）立法府

グアムの議会（Legislature of Guam）は、一院制である。

グアムの議会には 15 名（最大でも 21 名）の議員がいる。議員の任期は 2 年で、任期の回数に制限は無い。議員となる資格要件は、①25 歳以上であること、②グアムに直近 5 年以上継続して居住していることである。議員は、グアムの住民投票によって解任されることがある。

ものではない（『米国司法制度の概説』（米国大使館／アメリカンセンター・レファレンス資料室、2012 年）8 頁）。<https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3337/>

¹² <http://uscode.house.gov/browse/prelim@title48/chapter8A&edition=prelim>

¹³ <http://www.guamcourts.org/CompilerofLaws/gca.html>

¹⁴ 1976 年に議会が憲法草案を採択したが、住民投票で否決された。

法案は、議会に提出された後、常任委員会に付託される。委員会は法案の討議を進めるべきか否かを決定し、法案の修正案を提出することもできる。法案が委員会を通過すると、法案は議会に戻される。議会の議員は法案を討議し、委員会又は議員から提案された修正案を検討する。法案が最終決定されると、議会において採決手続が行われる。議会が法案を可決した場合、知事が当該法案を審査する。知事が法案に署名して成立させることもできるが、拒否することもできる。知事が法案に拒否権を発動した場合、法案は議会に戻される。議会は、知事の拒否権を覆すため、3分の2以上の賛成決議を行い、法案を成立させることができる。米国議会は、グアムの議会が制定した法律を無効にする最終的な権限を保持しているが、実際に、当該権限が行使されたことはない。

なお、グアムは、1972年以降、米国連邦議会の下院に、投票権を有しない代表1名を送っている。

(2) 行政府

グアムの国家元首は、米国大統領である。しかし、グアムの住民は、米国大統領選挙の投票権を有しない(疑似投票は行われるものの、その結果は米国大統領選挙に反映されない)。

グアムの知事(Governor)は、グアムの行政府の長であり、グアムの国家警備隊の最高司令官でもある。米国連邦政府に留保される権限以外の行政権は、グアムの知事に帰属する。知事の権限としては、公法の執行、議会の招集、法案の承認又は拒否、予算の提出、恩赦の付与、行政職員や裁判官の任命等がある。知事の任期は4年で、最長で連続2期までである。知事となる資格要件は、①30歳以上であること、②グアムに直近5年以上継続して居住していること、③有権者として登録されていること、④米国の市民権を有することである。知事及び副知事は、直接選挙・共同選挙により選出される。知事及び副知事は、グアムの住民投票によって解任されることがある。

(3) 司法府

米国には、連邦裁判所及び州裁判所がある。両者の関係が問題となるが、連邦と州(準州たるグアムも同様)がそれぞれ独自に別々の裁判所を有するという二元的な裁判制度を採用している。

連邦裁判所には、連邦最高裁判所(Supreme Court of the United States)、連邦控訴裁判所(United States Court of Appeals)、連邦地方裁判所(United States District Court)の3段階がある。合衆国憲法又は連邦法に関する紛争(例えば、破産法、独禁法、特許法、著作権法等に関する紛争)は、連邦裁判所が専属管轄権を有する。グアムには、連邦地方裁判所として、「グアム連邦地方裁判所」(United States District Court for the District of Guam)がある。グアム連邦地方裁判所は、連邦裁判所の管轄権に属する事件だけでなく、グアムの裁判所の管轄権に属する事件についても、裁判権を有する。グアム連邦地方裁判所の裁判官は、米国大統領によって指名され、米国上院によって承認されなければならない。

当該裁判官の任期は終身である。グアム連邦地方裁判所の判決に対する上訴事件は、第9巡回区連邦控訴裁判所が管轄する。

また、グアムには、最高裁判所（Supreme Court）及び上級裁判所（Superior Court）がある。最高裁判所は、グアム法の解釈を行う最高かつ終審の裁判所である。最高裁判所の3名の裁判官は、知事が任命し、議会が承認する。最高裁判所裁判官の任期は10年である。グアム最高裁判所の判決に対する上訴は、連邦最高裁判所に対してのみ行うことができる。上級裁判所は、グアム法に起因する全ての事件について管轄する。上級裁判所裁判官は7名であり、任期は8年である。

2 人権

「グアム基本法」の第5条、及び「合衆国法典」の「第8A章 グアム」の第1421b条には、「権利章典」(Bill of Rights)が規定されている。権利章典は、信教の自由、言論の自由、報道の自由、平和的集会の自由、請願権、自己負罪拒否特権、適正手続の保障、財産権、刑事手続に関する人権、法の下での平等等の規定を含んでいる。このように、日本国憲法で保障されているような基本的人権の多くは、グアム憲法においても、同様に保障されているといえる。但し、グアムを米国の自治的未編入領域としていることとの関係で、グアムの住民に、合衆国大統領及び連邦議会議員の選挙への参政権（選挙権及び被選挙権）を保障していないという問題がある。

グアム権利章典の特徴的な規定としては、例えば、以下のものがある（各引用条文は、グアム基本法のものである）。

- ①「いかなる兵士も、平時には所有者の同意なしに、また戦時には法律の定める方法なしに、いかなる家屋にも宿営してはならない。」との規定がある（5条(b)）。
- ②「債務を理由として投獄されることはない。」との規定がある（5条(k)）。
- ③人身保護令状に関する規定が置かれている（5条(l)）。
- ④「財産、収入、政治的意見、または市民権、市民的能力、居住地以外のその他の事項に関するいかなる資格も、有権者に課してはならない。」との規定がある（5条(m)）。
- ⑤「何人も、同一の明白な行為に関する2人の証人の証言、または公開法廷での自白によらない限り、合衆国に対する反逆罪で有罪とされない。」との規定がある（5条(o)）。
- ⑥「公金または公有財産は、いかなる宗派、教会、教派、宗派的機関、団体、または宗教体系の使用、利益、支持のため、あるいは司祭、説教者、聖職者、その他の宗教的教師または高官の使用、利益、支持のために、直接的または間接的に、充当、供給、寄付、使用されてはならない。」との規定がある（5条(p)）。
- ⑦14歳未満の児童を、健康または風紀を害し、生命または身体に危険を及ぼす職業に就かせることを禁止している（5条(q)）。
- ⑧「グアム政府のいかなる役職や公職に就く資格としても、宗教的な試験を義務付けてはならない。」との規定がある（5条(s)）。

⑨「グアム政府または米国政府の武力または暴力による転覆を擁護する者、または擁護する政党、組織、団体を援助する者、またはそれに属する者は、グアム政府の下で信頼または利益を得る公職に就く資格はない。」との規定がある（5条(t)）。

Ⅲ 民法

グアムの土地法については、グアム法典の第21編に詳細な規定が置かれている。グアムの土地法は、米国カリフォルニア州の土地権原登記法のトーレス制度を採用している。グアムでは、1935年1月1日以降、同制度の下で、土地が登記され、土地の権原に関する全ての証書が記録されている。これにより、登記所1か所のみで、土地に関する証書を調査することができる。所有者も相続人もいない土地の所有権は、グアム政府に帰属する。グアム政府は、公共の利用の目的のため、私有財産を収容することができる¹⁵。

外国人に対し、5年を超える期間、グアムの不動産をリースした場合、5年を超える期間の賃料の50%に相当する金額の罰金が科され、賃貸人と賃借人とで半分ずつ負担しなければならない。さらに、賃貸人には、100米ドル以下の罰金が追加で科される¹⁶。

裁判所によって、グアムの慣習法の効力が認められる場合がある。即ち、死に直面している者による口頭での遺言を認めるグアムの慣習（「パディタ」と呼ばれる）の有効性が、裁判所により認められたことがある¹⁷。

Ⅳ 会社法

グアムの2009年会社法（Guam Business Corporation Act）は、米国法曹協会（American Bar Association, ABA）の模範事業会社法（Model Business Corporation Act）に基づいており、米国の多くの州の会社法と共通する部分が多い¹⁸。

グアムにおける会社の形態としては、主に、「Corporation」及び「Limited Liability Company」（LLC）がある。

Corporationにおいては、株主は出資額を限度とした間接有限責任のみを負い、会社の債務については会社のみが直接責任を負う。グアムの2009年会社法によると、会社の存続期間に制限は無く、半永久的に存続することができる。会社の権利能力は、会社の目的として列挙されたものに限定されず、営利活動一般に及ぶ。Corporationの名称は、「Incorporated」、「Corporation」、「Company」、「Limited」、「Inc.」、「Corp.」、「Co.」、「Ltd.」のいずれかの文言を最後に付する必要がある。Corporationの名称を選択し、利用可能であることを確認

¹⁵ 山岡永知著「アメリカ合衆国グアム領の司法制度」（『日本法学 第67巻第1号』（日本大学法学会、2001年）所収）91頁、96～97頁。

¹⁶ 山岡・前掲書97頁。

¹⁷ 山岡・前掲書109～110頁。

¹⁸ <https://business.best-legal.jp/785/>

した後は、歳入税務局に定款（Articles of Incorporation）を提出することにより、Corporation が設立される。会社設立時に一定比率以上の株式発行及び払込をする必要はない。細則（Bylaw）は、発起人又は取締役が作成することができる。定款は、会社の基本構造、権限及びそれに対する制限等を定めたものである。細則は、会社がどのように運営されるかを定めたものである。また、すべての会社は、グアムにおいて、登録事務所と登録代理人を持たなければならない。登録代理人は、会社が提訴された場合に法的書類を受け取る者であり、グアムの居住者でなければならない。株主は、自然人でも法人でもよく、全ての株主が外国人・外国企業であってもよい。株券の発行は不要である。取締役（director）は、会社の株式を所有する必要は無く、グアムの居住者である必要も無い。取締役会は、役員（officer）を選出する。役員とは、社長（president）、秘書役（secretary）及び財務役（treasurer）である。株主、取締役、役員的人数は1名以上であれば足り、同一人物が株主、取締役、役員を兼任することもできる¹⁹。

LLC とは、メンバーが間接有限責任のみを負い、独立した法人格を有する組織体である。LLC がしばしば利用されるのは、機関設計の自由度が高く、企業レベルとその構成員レベルでの二重課税を回避できるという意味で、使い勝手のよい企業形態として認識されているためである。但し、LLC の存続期間は、30年とされている。メンバーは、2名以上の場合と、1名の場合とがあり、両者には、税金の申告方法及び個人資産の保護方法に若干の違いがある。LLC の運営は、メンバー全員により運営する場合と、マネージャーを選任して運営を任せる場合とがある。LLC は、その名称中に、「Limited Liability Company」、 「Limited Company」、「LLC」、「LC.」のいずれかの文言を最後に付する必要がある。LLC の定款は、歳入税務局に提出すること等、上述した Corporation の場合と同じであるが、細則（Bylaw）ではなく「運営契約」（Operating Agreement）を締結する（内容はほとんど同じである）²⁰。

V 民事訴訟法

米国の裁判所制度は、連邦レベルと州レベルに分けられる。

連邦レベルにおける裁判所としては、前述したとおり、①連邦最高裁判所、②連邦控訴裁判所、③連邦地方裁判所がある。そして、グアムには、連邦地方裁判所としての「グアム連邦地方裁判所」がある。当該裁判所は、連邦裁判所の管轄権に属する事件（例えば、連邦破産法に関する事件）だけでなく、グアムの裁判所の管轄権に属する事件についても、裁判権を有する。

また、グアムには、最高裁判所（Supreme Court）、上級裁判所（Superior Court）がある。上級裁判所は、グアム法に起因する全ての事件について管轄する。グアム最高裁判所の

¹⁹ <https://www.northwestregisteredagent.com/corporation/guam>

²⁰ <https://www.northwestregisteredagent.com/llc/guam>

判決に対する上訴は、連邦最高裁判所に対してのみ行うことができる。

「グアム法典」の「第 6 編 グアム証拠規則」、「第 7 編 民事手続及び司法」、には、民事訴訟手続に関連する多数の規定が置かれている。例えば、裁判管轄、送達、訴訟時効、口頭弁論、陪審、証拠、判決、上訴、執行等である。米国本土の民事訴訟手続と基本的に同様の制度となっている。

VI 刑事法

グアムの刑事法は、米国カリフォルニア州の刑事法に淵源を有する。グアムにおいて刑事責任が発生するといえるためには、法廷侮辱を除いて、グアム法に基づき犯罪とされる行為でなければならない。グアムにおける犯罪の種類としては、①重罪（第 1 級～第 3 級）、②軽犯罪、③軽微犯罪がある。刑事責任が否定される事由としては、未成年、法律・事実に関する無知又は過誤、陶酔、精神病等により、行為の違法性を認識したり行為を抑制したりする能力を欠く場合が挙げられる。墮胎罪を規定する 1990 年の法律は、グアム連邦地方裁判所により違憲判決が下され、確定した。刑事訴訟事件において、裁判所は、判決の負担の一次停止、判決に代わる命令、禁固又は仮釈放付禁固、刑の執行猶予、罰金等を宣告することができる²¹。

多くの太平洋島嶼国では、「sodomy」、即ち、不自然な性行為が犯罪とされている。具体的には、オーラルセックス、アナルセックス等の行為であり、同性間か異性間か、対象が人間か動物かに関わらない。しかし、グアムでは、sodomy は犯罪とはされていない²²。

VII おわりに

日本から約 3 時間半で行けるグアムは、日本人観光客の人気リゾート地として発展を遂げ、最近では、韓国人及び中国人の観光客が増加傾向にある。地理的に東アジア・東南アジアに近いことは、グアムの大きなメリットであるといえよう。また、グアムは、英語が公用語とされていること、通貨は米ドルであること、ビジネス取引等には米国の連邦法の適用による法的保護が期待できること等のメリットもある。このような各種のメリットに鑑みると、グアムは、日本人の海外旅行先というだけでなく、他にもさまざまなビジネス・チャンスを見出すことができる可能性を秘めていると思われる。

今後も、グアムの法令及び政策の動向について、注視していきたい。

²¹ 山岡・前掲書 94～96 頁。

²² <https://apps.rainn.org/policy/policy-crime-definitions-export.cfm?state=Guam&group=3>

※ 初出：『国際商事法務 Vol.51 No.8』（国際商事法研究所、2023年、原題は「世界の法制度〔オセアニア編〕第18回 グアム」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。